

北九州市ミュージアム民活検討会議 開催要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、北九州市ミュージアム民活検討会議（以下「検討会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 構成員は、学識経験等を有する者のうちから市長が選任する。

2 構成員の任期は、令和8年3月31日までとする。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長）

第3条 検討会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は検討会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（検討会議の招集）

第4条 検討会議は必要に応じて、座長が招集する。

（検討等）

第5条 検討会議は、博物館系施設の民間活力導入等について意見を述べる。

（意見の聴取）

第6条 検討の際に、構成員が特に必要と思われるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（検討会議の公開）

第7条 検討会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

- （1） 法令等に特別の定めがある場合
- （2） 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項が含まれる場合
- （3） 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- （4） その他非公開とすることに相当する理由がある場合

（会議録等の公開）

第8条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には、次に掲げる事項を記

載する。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者氏名
- (6) 議事概要
- (7) 会議経過（発言の内容）
- (8) その他必要な事項
- (9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項の会議録に準じて会議要旨を作成し、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席者氏名については、出席者人数に、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

3 会議録又は会議要旨は市ホームページにおいて公開する。ただし、特別の事情により、公開を行うことができない場合は、その理由を明らかにしておくこととする。

（運営検討部会）

第9条 検討会議は、博物館系施設の民間活力等の導入検討に当たり、必要に応じて運営検討部会（以下「検討部会」という。）を置くことができる。

2 検討部会には、部会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

3 部会長は検討部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、構成員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

第10条 検討会議の庶務は、都市ブランド創造局総務文化部文化企画課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和7年7月7日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。